

宮城海上保安部マリンレジャー安全活動団体認証基準 2020

1 団体の状況

- (1) 事務所所在地、活動内容及び活動海域
 - ア 事務所等が宮城県内に所在していること
 - イ マリンレジャーに該当する活動であり、活動内容が公序良俗に反していないこと
 - ウ 主な活動海域が宮城県内であること
- (2) 活動期間等
 - ア 団体等設立から2年以上経過していること
 - イ 定期的に活動が行われていること
- (3) 活動中の事故の発生状況
過去1年以内に活動中の事故の発生がないこと
- (4) 反社会的勢力への関与
反社会的勢力及びそれらに類する勢力と関与していないこと
- (5) 経歴、経験、資格等
団体又は個人が、その活動をするに見合った一定以上の経歴や資格を有すること

2 活動状況

- (1) 活動海域の選定
活動を安全に実施できる海域を選定していること
- (2) 活動時期等
活動形態等を考慮し、必要に応じて活動期間や活動時刻等を定めていること
- (3) 海象、気象等の活動条件
活動内容に適した海象、気象等の活動条件等を設定していること

3 管理体制

- (1) 能力、人数等に併せた活動の実施
活動者個々の能力やインストラクター等の能力、活動人数等などにあわせ、適時適切な活動を実施していること
- (2) 使用する器具、装備等
 - ア 器具、装備等を適切に使用していること

- イ 適切な点検・整備が行われていること
- ウ 法定検査が必要なものは法定検査を受けていること
- (3) 活動者の体調管理等
 - ア 活動前、活動中及び活動後も含め、活動者の体調の確認及び把握ができる体制であること
 - イ 活動前、活動中及び活動後も含め、体調不良者等の発生に対して適切な対処方法や救助方法が定められていること

4 安全対策

- (1) 活動計画の策定
 - ア 事前に天候や活動者の状況を勘案した活動計画等を策定していること
 - イ 活動前に、活動者に対して活動計画が周知されていること
- (2) 事故等発生時等の対応
 - 事故等発生時の対処方法、救助方法等が定められていること
- (3) 中止基準等の設定
 - 気象、海象、自然災害発生時、その他必要な事象発生時における中止基準が定められていること
- (4) 自然災害等発生時における対応
 - 地震・津波等発生時の避難場所等が定められていること

5 その他

- 活動内容に合わせた活動者の制限等を設けていること